

十勝川水系自然再生検討会設置要領（案）

第1章 総 則

（名 称）

第1条 本会は「十勝川水系自然再生検討会」（以下「検討会」という。）と称する。

（対象区域）

第2条 検討会で検討する自然再生の対象区域は、十勝川流域とする。

第2章 目的及び検討会所掌事務

（目 的）

第3条 十勝川水系河川整備計画に定める「河川整備の実施に関する事項」に関し、十勝川流域の自然再生を推進するための「十勝川水系自然再生基本計画」の策定にあたり、必要となる事項の検討・助言を行うことを目的とする。

（所掌事務）

第4条 検討会は、次に掲げる事務を行う。

- （1）十勝川水系自然再生基本計画の策定にあたり、必要となる事項の検討・助言
- （2）その他、目的を達成するために必要な事項

第3章 構 成

（構 成）

第5条 検討会は、次に掲げる委員及びオブザーバーをもって構成する。

- （1）委員は、学識経験を有する者等のうちから北海道開発局帯広開発建設部長が委嘱する者とする。
- （2）協議事項との関りが深く、検討会に出席が必要とされる者をオブザーバーとして参加させることができる。
 - 2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。
 - 3 検討会には、委員長を置く。
 - 4 委員長は、委員の互選により選出し、検討会を総括する。

第4章 会 議

(検討会の会議)

第6条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 検討会の会議の議長は、委員長がこれにあたる。
- 3 検討会は、委員の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 4 十勝川水系自然再生基本計画の策定後も、その内容の変更等が必要となる場合は、委員長の招集により開催する

(十勝川水系自然再生技術検討会)

第7条 検討会は、第12条に規定する運営細則の定めにより、自然再生の具体的内容等を検討する会を置くことができる。

(十勝川水系地域連携自然再生委員会)

第8条 検討会は、第12条に規定する運営細則の定めにより、自然再生に関連する利活用・地域振興方策等を検討する会を置くことができる。

(公 開)

第9条 検討会の会議は、希少種の保護上または個人情報の保護上支障のある場合を除き、原則公開とする。

- 2 検討会を開催する際には、日時、場所等について予め広く周知を図る。
- 3 検討会の会議の資料は、ホームページ等で公開する。
- 4 検討会の会議の議事結果は、要旨をとりまとめて議事要旨とし、ホームページ等で公開する。

第5章 運営事務局

(運営事務局)

第10条 検討会の会務を処理するために運営事務局を設ける。

- 2 運営事務局は、北海道開発局帯広開発建設部治水課に置く。

(事務局の所掌事務)

第11条 運営事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 第6条に規定する検討会の会議の議事に関する事項
- (2) 第9条に規定する検討会の会議の議事要旨の作成及び公開に関する事項
- (3) その他検討会が付託する事項

第6章 補 則

(運営細則)

第12条 この要領に規定することの他、検討会の運営に関して必要な事項は、第6条に規定する検討会の会議の同意を経て、委員長が別に規定する。

(附 則)

この要領は令和5年3月 日から施行する。